

議案第16号

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

令和3年3月30日

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正 泰

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

豊橋市立小・中学校管理規則（昭和35年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（事務職員） 第13条の4 （略） 2 （略） 3 事務職員の職名及びその職務は、次のとおりとする。			（事務職員） 第13条の4 （略） 2 （略） 3 事務職員の職名及びその職務は、次のとおりとする。		
区分	職名	職務	区分	職名	職務
事務 職員	（略）		事務 職員	（略）	
	主任	上司の命を受け、事務を <u>つかさどり、一部の事務 を整理する。</u>		主任	上司の命を受け、事務を <u>つかさどる。</u>
	主事	上司の命を受け、事務を <u>つかさどる。</u>		主事	上司の命を受け、事務に <u>従事する。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。